

入札保証金について

(入札保証金)

- 1 入札参加者は、8、9、10及び11により入札保証金を免除される場合を除いて、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続きに従い、埼玉県に納付又は提供しなければならない。

(入札保証金の額)

- 2 入札保証金等の額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。

(入札保証金の納付)

- 3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、埼玉県が発行する「納付書兼領収書」（希望者に配布する。）により、入札保証金相当額（2の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

この場合は、令和4年8月30日（火）午後3時までに、当該「納付書兼領収書」の写しを埼玉県環境部温暖化対策課に提出すること。

(入札保証金に代える担保の提供)

- 4 入札参加者は、入札保証金に代える担保を提供する場合は、様式第5号の（1）（入札用）「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、令和4年8月30日（火）午後3時までに、埼玉県環境部温暖化対策課に提出すること。

この場合の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

種類	価値
国債及び地方債	債権金額
政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行等の保証	その保証する金額

(入札保証金の還付)

- 5 入札終了後、埼玉県は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付する。
- (1) 3により入札保証金を納付している場合は、当該「納付書兼領収書」(写しでも可)を添付した様式第10号「(入札・契約)保証金還付請求書」により還付する。
- (2) 4により担保を提供している場合は、様式第5号の(3)(入札用)「保管有価証券還付請求書」により還付する。

(落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属)

- 6 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは埼玉県に帰属する。

(契約保証金への充当)

- 7 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(保険契約に基づく入札保証金の免除)

- 8 埼玉県財務規則第93条第2項第1号の規定に基づき、保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合は、様式第6号の(1)(入札用)「保証保険証書納付書」に必要事項を記入の上、令和4年8月23日(火)午後5時までに、当該保険証書を埼玉県環境部温暖化対策課に提出すること。
- この場合、契約の相手方が決定したときは、埼玉県は、様式第6号の(3)(入札用)「保証保険証書還付請求書」により当該保険証書を還付する。

(契約保証に基づく入札保証金の免除)

- 9 埼玉県財務規則第93条第2項第2号の規定に基づき、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約を入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合は、令和4年8月23日(火)午後5時までに、当該事項を証明する書類を埼玉県環境部温暖化対策課に提出すること。

(国等との契約履行実績に基づく入札保証金の免除)

- 10 埼玉県財務規則第93条第2項第3号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合は、様式第7号「契約の履行について」に必要な書類を添えて、令和4年8月23日(火)午後5時までに埼玉県環境部温暖化対策課に提出すること。

(電子入札の場合の過去の契約履行実績に基づく入札保証金の免除)

- 1 1 埼玉県財務規則第93条第2項第4号の規定に基づき、過去において契約を誠実に履行した入札参加者(埼玉県電子入札共同システムにより入札する者に限る。)が、入札保証金納付の免除を希望する場合は、様式第7号「契約の履行について」に必要な書類を添え、令和4年8月23日(火)午後5時までに埼玉県環境部温暖化対策課に提出すること。